

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年 5月23日
【会社名】	株式会社瑞光
【英訳名】	ZUIKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 和田 昇
【本店の所在の場所】	大阪府摂津市南別府町15番21号
【電話番号】	(06) 6340 - 2215 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 和田 晃司
【最寄りの連絡場所】	大阪府摂津市南別府町15番21号
【電話番号】	(06) 6340 - 2215 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 和田 晃司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年5月17日開催の当社第53回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年5月17日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項及びその総額

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金55円(うち普通配当45円、記念配当10円)

総額361,222,565円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月18日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の経営責任の明確化によるコーポレートガバナンスの充実という観点から取締役の任期を2年から1年に変更したく、現行定款第20条(取締役の任期)の一部を変更するものであります。社外取締役について、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、社外取締役との責任限定契約に関する規定を新設するものであります。その他、上記の新設に伴う条数の繰り下げを行なうものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

和田 隆男、和田 昇、梅林 豊志、小林 英三及び日置 政克を取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

上田 勝久を補欠監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額300百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)とするものであります。

第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件
当社の取締役の報酬額は、第5号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと年額300百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)となりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、取締役(社外取締役を除く)に対し、年額50百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

平成28年5月2日開催の取締役会決議に基づき、第7号議案につきましては、上程を撤回いたしました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	56,928	24	0	(注)1	可決 (99.49%)
第2号議案	56,923	29	0	(注)2	可決 (99.48%)
第3号議案					
和田 隆男	56,508	444	0	(注)3	可決 (98.75%)
和田 昇	56,517	435	0		可決 (98.77%)
梅林 豊志	56,728	224	0		可決 (99.14%)
小林 英三	55,877	1,075	0		可決 (97.65%)
日置 政克	56,886	66	0		可決 (99.41%)
第4号議案					
上田 勝久	49,951	4,341	2,660	(注)3	可決 (87.29%)
第5号議案	56,599	181	172	(注)1	可決 (98.91%)
第6号議案	55,601	1,347	4	(注)1	可決 (97.17%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 棄権の議決権の数には無効の議決権の数を含んでおります。
5. 第7号議案は、議案の上程を撤回したため集計しておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上